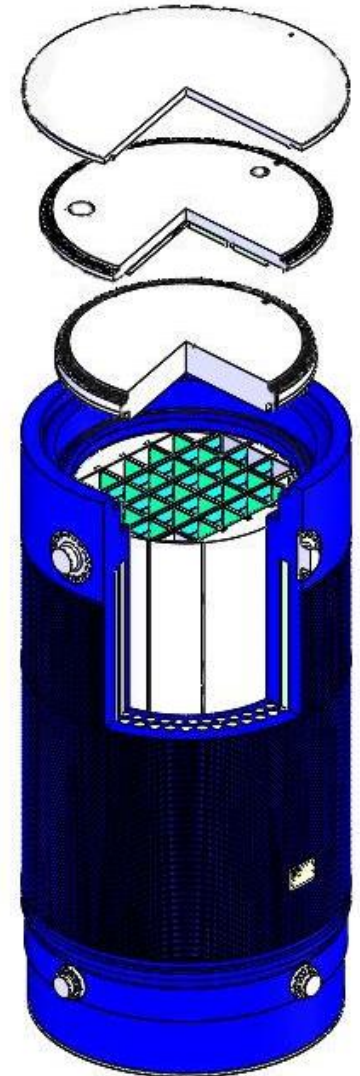


特定兼用キャスクの型式証明申請に係る 申請前確認事項について

GNS Gesellschaft für Nuklear-Service mbH
2021年1月21日（木）16時



本日の説明内容

1. GNS社の概要
2. GNS社の概要（世界におけるGNSキャスク）
3. GNS社の概要（近年の兼用キャスク許認可）
4. GNS社の概要（CASTOR[®]geo26JP）
5. 型式証明申請に係る申請者の体制について
6. 型式証明／指定申請に係る申請者希望スケジュール
7. 型式証明における申請書記載に係る事前確認事項

1. GNS社の概要

株主構成



設立 1974年
売上高 Euro250百万以上
グループ従業員 約700名

グループ会社

 **wii**
GNS-Gruppe
設計、解析
従業員：70名

 **GNSI**
GNS-Group
米国子会社

 **HÖFER & BECHTEL**
廃止措置、除染
従業員：50名

 **Eisenwerk Bassum GmbH**
鉄鋼関連製品
従業員：110名

所在地



本社
ドイツ、エッセン



キャスク等製造工場
ドイツ、ミュルハイム



廃棄物処理
ドイツ、ユーリッヒ

日本法人：設立手続き中
支店：台北
その他オフィス：ソウル、ブリストル（UK）



2. GNS社の概要（世界におけるGNSキャスク）

累計1850超の高レベル放射性廃棄物及び使用済み燃料用のキャスクを開発/製造/引渡済

中間貯蔵施設で貯蔵中のキャスク:

■ ドイツ	1338
■ リトアニア（イグナリアNPP）	288
■ チェコ（ドコバニーNPP、テメリンNPP）	151
■ 米国（サリーNPP）	35
■ スイス	18
■ ブルガリア（コズロドゥイNPP）	17
■ ベルギー	7
■ 南アフリカ	4

その他の国々:

- フィンランド、フランス、オランダ、韓国、ロシア

（2020年12月現在）



3. GNS社の概要（近年の兼用キャスク許認可）

■ ドイツ以外での現在有効な輸送ライセンス/ B(U)F

キャスクの型式	承認番号	承認日	有効期限	国
CASTOR® BR3	B/73/B(U)F-96	2002年6月20日	2022年6月30日	ベルギー
CASTOR® 440/84M	CZ/052/B(U)F-96	2005年7月12日	ライセンスを売却	チェコ
CASTOR® 1000/19	CZ/070/B(U)F-96	2010年6月21日	2022年4月30日	チェコ
CASTOR® V/19 (CH)	CH/5087/B(U)F-96	2017年12月31日	2022年12月31日	スイス
CASTOR® V/52 (CH)	CH/5088/B(U)F-96	2020年12月14日	2025年12月31日	スイス

■ 現在のライセンス活動

- CASTOR® geo24Bの容器承認: 2018年12月に申請書提出済み
- CASTOR® geo21Bの容器承認 2019年8月に申請書提出済み
- CASTOR® geo32CHの容器承認: 2019年12月に申請書提出済み
- CASTOR® geo69の容器承認: 2020年12月に申請書提出済み

■ 貯蔵ライセンス

- 米国・南ア・ベルギー・チェコ・ブルガリア・リトアニア・スイスでの各種の貯蔵ライセンスを保有
- 容器承認取得済みの全てのキャスクは、貯蔵ライセンスも取得済み

4. GNS社の概要 (CASTOR[®]geo26JP)

■ キャスクの特徴

1. キャスク本体

- 黒鉛球状鋳鉄 (Ductile Cast Iron) 製
- 中性子遮蔽材はキャスク壁部に装填
- キャスク表面に削り込まれた徐熱用フィン

2. 一次蓋と二次蓋 (三次蓋は右図に表示せず)

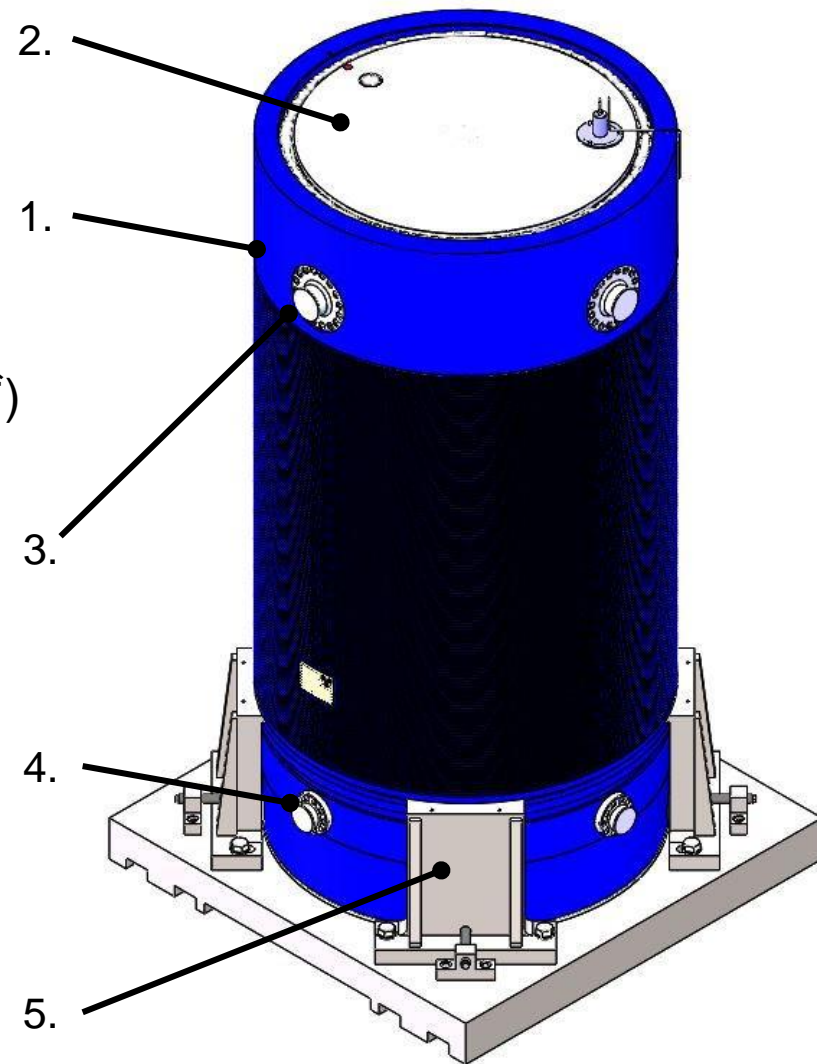
3. 上部トラニオン (4個)

4. 底部トラニオン (4個)

5. クランピングシステム

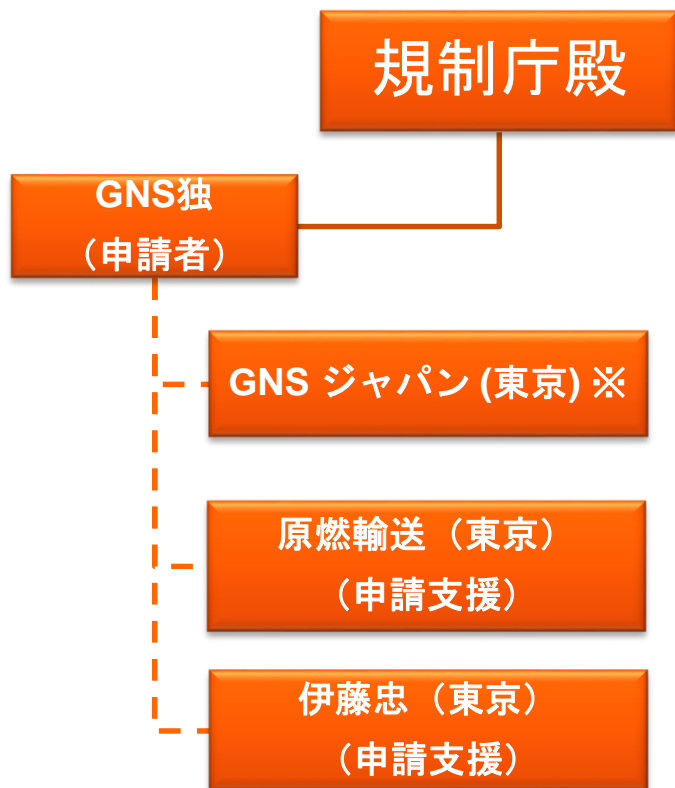
■ 燃料集合体収納量

- 26体の PWR 燃料集合体

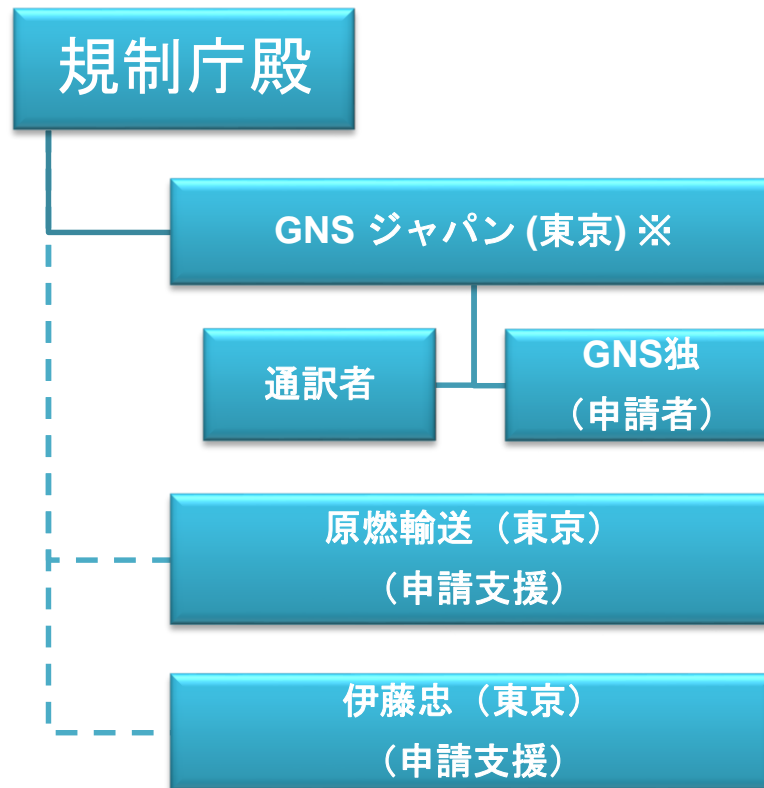


5. 型式証明申請に係る申請者の体制について

≪申請についての体制≫



≪審査会合等についての体制≫



※ 2021年3月駐在予定

6. 型式証明／指定申請に係る申請者希望スケジュール

2021年				2022年			
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
▽型式証明申請							
NRA審査							
			▽型式証明の交付				
			▽型式指定申請				
			NRA審査				
						▽ 型式指定交付	

7. 型式証明における申請書記載に係る事前確認事項

1. COVID-19収束後もweb会議システムによる面談及び審査会合は可能か？
2. 原燃輸送（株）と伊藤忠商事（株）は、審査会合等において発言することは認められるか？
3. 型式証明申請は、申請資格は特に定められていないためGNSで問題ないと認識しているが、その後の型式指定申請については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百六条の「型式設計特定機器を製作することを業とする者（外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者）」として申請資格があるということ間違いはないか？（次ページ参照）
4. 申請者の社名、住所、社長名はアルファベットでの記載でよいか？
5. 型式証明申請書記載項目については、先行しているMSF-24P型及びHDP-69BCH(B)型の項目を参考に記載しているが、過不足等はあるか？
6. 兼用キャスク告示で定められた特定兼用キャスクに課される要件である津波と竜巻については、型式証明の範囲として、原子炉施設の審査において建屋の健全性が示された建屋においてキャスクを屋内に設置するということとすれば除外可能か？
7. 以下の事務手続きについて確認・調整させて頂きたい。
 - ① 申請に係る原子力規制庁殿及び申請者側の窓口
 - ② 面談日程の調整方法
 - ③ 質問／コメントリストのやりとり方法
 - ④ 核物質防護情報あるいは商業機密として非公開とする場合の手順

(参照用) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

(抜粋)

- 第百六条 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定（以下「型式指定」という。）の申請は、**型式設計特定機器を製作することを業とする者**又はその者から型式設計特定機器を購入する契約を締結している者（**外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者**又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であって当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。）が、製作、販売又は使用（以下「製作等」という。）をする型式設計特定機器について行うものとする。